

厚木市都市公園条例の一部改正の骨子に対するパブリックコメント手続 実施要領

1 目的

厚木市都市公園条例の一部を改正するに当たり、改正の骨子について広く市民に情報提供し、市民からの意見を可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市都市公園条例の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（8月29日から）

4 骨子の閲覧

次に掲げる場所等で9月1日から10月2日まで閲覧を行います。

- (1) 市役所第2庁舎15階公園緑地課
- (2) 荻野運動公園
- (3) ぼうさいの丘公園
- (4) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- (5) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (6) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (7) 保健福祉センター
- (8) 中央図書館
- (9) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (10) 市ホームページ

5 意見等募集期間

平成30年9月1日（土）から10月2日（火）まで

※郵送の場合は、期間末日消印有効とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア 市役所第2庁舎15階公園緑地課の窓口へ直接提出

イ 次に掲げる場所に設置された箱（わたしの提案箱）に投函

(ア) 荻野運動公園

(イ) ぼうさいの丘公園

(ウ) 市役所本庁舎1階市政情報コーナー

(エ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(オ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(カ) 保健福祉センター

(キ) 中央図書館

(ク) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-8511 厚木市都市整備部公園緑地課宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 (046)225-3027

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス 4800@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市都市公園条例の一部改正の骨子に対する意見について」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市都市公園条例の一部改正に当たり参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページにて公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。